

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和3年3月30日
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

4の5) ①b iii) 中「地方港湾」を「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾」に改め、「の港湾施設及び」の下に「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する」を加える。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第七十二号）の施行の日から施行する。